

相談の流れ

「これってハラスメント？」と思ったら・・・、



ハラスメントで困っている人がいたら・・・、

相談受付窓口

池袋キャンパス6号館1階 ☎03-3985-3192 新座キャンパス6号館3階 ☎048-471-7396

〈両キャンパス共通〉 ✉jinken@rikkyo.ac.jp

※メールで受付窓口にご連絡いただく場合、相談内容には触れず、必要最低限の情報(お名前、来談希望日時等)のみお書きください。

相談

専門相談員が複数名でお話をうかがいます。
どのようにしたいか、どのように解決できるかを専門相談員と一緒に考えます。
なお、内容によっては学内外の他の機関をご紹介する場合があります。

話し合い

相談者と相手方が合意した場合、当センター立ち合いの下で、話し合いによって解決を目指します。
対面で行うことが適切でない場合には、書面のやり取りで話し合いを行うこともできます。

相手方

調整

話し合いが不調に終わった場合や、話し合いが適切ではない場合に、相談者は当センターに調整を申し入れることができます。これを受理した場合、当センターは、相手方へのヒアリングを行った後に、被害の拡大や再発を防ぎ、相談者を保護するために、相手方の所属する組織に文書で「通知」もしくは「措置依頼」を行います。

「通知」
相手方の属する組織に被害内容などを報告し、注意を促します。

「措置依頼」
相手方の属する組織に被害内容などを報告した上で、相談者保護のための具体的な措置を依頼します。

学内組織(学部・研究科等)

調査

「話し合い」や「調整」が適切でない場合や、「調整」が不調に終わった場合など、相談者が「『調査』依頼申請書」を提出したとき、当センターでは「調査」を行うかどうか判断します。
人権・ハラスメント対策センター委員会のもとに調査委員会を設置し、事実調査を行います。
人権・ハラスメント対策センター委員会で調査結果を審議します。

総長への勧告

「調査」結果の審議により、加害行為があると見なされたときには、人権・ハラスメント対策センターが調査結果報告書及び勧告書を総長に提出します。「加害者」の所属する学部・研究科等にも報告します。